

UBC情報



発行：2026年5月1日

No. 311

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

6月支給の給与から、令和8年度・個人住民税の特別徴収が行われます。
金額変更等の確認を
お願いいたします。



トピックス

本年4月から適用開始となった主な税制

成立した令和8年度税制改正により4月から始まった主な税制は以下のとおりです。

◆所得税の基礎控除額等の引上げ

令和8年・9年分の所得税について、基礎控除額（合計所得金額2350万円以下）を62万円に引上げた上で、特例により合計所得金額489万円以下（給与のみの場合は年収665万円以下）は104万円に引上げます。また、給与所得控除の最低保障額を74万円に引上げて、給与所得者の課税最低限を178万円とします。なお、扶養控除等の所得要件は62万円となります。

◆住宅ローン控除の拡充

令和8年以降に入居する場合の住宅ローン減税について、省エネ性能の高い既存住宅の取得に対する借入限度額を上げるとともに、控除期間を13年間に拡充する等を行います。

◆食事支給に係る非課税限度額の引上げ

使用者が従業員等に対して食事を支給する場合に給与として課税されない負担額の上限を月額7500円に引上げます。また、深夜勤務に伴う夜食代の支給については1回の支給額を650円以下に引上げます。

◆中小企業者等の少額減価償却資産の特例の見直し

中小企業者等が少額減価償却資産を取得した場合に全額を損金算入できる特例について、対象となる取得価額を40万円未満に引上げます。

◆中小企業向け賃上げ促進税制の見直し

給与等支給額を増加させた場合の税額控除制度について、教育訓練費の増加により税額控除率が10%上乘せとなる措置が廃止となります。

◆防衛力強化に係る財源確保措置（法人税・たばこ税）

法人に対して、課税標準法人税額（基準法人税額から500万円を控除）に4%を乗じた「防衛特別法人税」が課税されます。また、たばこ税について、加熱式たばこの課税方式が見直されます。

基礎控除引上げ等に伴う給与等の源泉徴収

令和8年度税制改正により、所得税の基礎控除や給与所得控除の最低保障額、扶養控除等の所得要件などが引上げられ、令和8年分以後の所得税について適用となりますが、これらの改正の施行は令和8年12月1日となります。

そのため、毎月の給与等に係る源泉徴収事務については、昨年の基礎控除等引上げにおける源泉徴収事務と同様に、令和8年11月までは現行どおりの対応となるため変更は生じません。

令和8年12月に行う年末調整の際に、改正を適用した基礎控除額などに基づいて1年間の税額を計算し、改正前の源泉徴収税額との精算を行うことになります。



社会保険の「106万円の壁」は撤廃に

社会保険における「106万円の壁」は、従業員数51人以上の企業等（特定適用事業所）で働くパート・アルバイト等の短時間労働者が社会保険（厚生年金・健康保険）の加入対象となる年収ラインをいいますが、本年10月に撤廃される予定です。

◆最低賃金引上げ状況を踏まえ賃金要件を撤廃

現行、従業員数（厚生年金の被保険者数）が51人以上である特定適用事業所で働く短時間労働者は、3/4基準（週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用者の3/4以上）を満たさない場合でも、①週の所定労働時間が20時間以上、②所定内賃金が月額8.8万円以上（残業代や賞与等は除く）、③学生ではない、④2ヵ月を超える雇用見込み、のすべてを満たす場合は社会保険の加入対象となります。

②の賃金要件については、全ての都道府県で地域別最低賃金が時給1016円以上となったため、最低賃金以上で週20時間以上働く場合は月額8.8万円以上（年収換算で約106万円）の要件を満たすこととなります。そのため、②の賃金要件は本年10月に撤廃が予定されています。

◆対象となる企業規模を段階的に拡大

また、特定適用事業所は現行、従業員数（厚生年金の被保険者数）が51人以上の企業等が該当しますが、令和9年10月からは従業員数36人以上の企業等が対象になります。

さらに令和11年10月から21人以上、14年10月から11人以上、17年10月から10人以下と段階的に対象が拡大され、短時間労働者（学生を除く）の所定労働時間が週20時間以上であれば企業規模に関係なく社会保険の加入対象となります。

中東情勢等の影響を受ける中小企業の支援

中東情勢や原油価格高騰などの影響を受ける中小企業者を支援するため、日本公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和し、数値要件（最近3ヵ月の売上高が5%以上減少等）を満たさなくても資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすおそれがあれば対象となります。

また、原材料・エネルギーコスト増の影響を受けており、売上高総利益率又は売上高営業利益率が5%以上減少している場合は貸付利率が0.4%引下げられます。

4月から始まった主な制度等（その他）

◆道交法改正（自転車への青切符導入等）

16歳以上の自転車運転者が一定の交通違反（携帯電話使用等、信号無視など）で検挙された場合に、反則金の納付により違反を処理する交通反則通告制度（青切符）が導入されます。単に歩道を通行したなどの違反は原則として指導警告ですが、交通事故の原因となる悪質・危険な違反は検挙の対象となります。また、自動車が十分な間隔が取れない状況で自転車の右側を通過する際は、安全な速度での進行が義務付けられました。

◆住所等変更登記の義務化

不動産の所有者の氏名・住所に変更があった場合は「変更日から2年以内に変更登記をすること」が義務付けられます。施行前に住所等の変更があり登記をしていない場合は、令和10年3月までに変更登記が必要となります。

◆民法等改正（離婚後の子の養育に関する見直し）

*離婚後の親権者を父母双方とする「共同親権」を定めることができる、*養育費の取決めをしていなくても暫定的に請求できる「法定養育費」（子1人あたり月2万円）を新設、*養育費債権に先取特権（子1人あたり月8万円）という優先権を付与し、養育費の支払がない場合に父母間で作成した文書に基づき差押えができる、などを実施します。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <https://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 311

発行： 2026年
5月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL： 0836-33-6717

FAX： 0836-33-6753

Mail： info@ubc-net.com

URL： <https://www.ubc-net.com>

所属： (一財) 総合福祉研究会

(一社) 全国地域医業研究会

総合福祉

2040年の就労構造の一番の課題は需給のミスマッチ
～経済産業省が「2040年の就業構造推計（改訂版）について」を公表しました～

経済産業省は、人口減少、産業構造転換、AI活用の進展等を前提としてわが国の労働需要と労働供給を推計した「2040年の就業構造推計（改訂版）について」の暫定版を1月27日に出しましたが、3月5日の産業構造審議会経済産業政策新機軸部会で正式に公表しました。

その推計によれば、人口減少により就業者数は2022年の約6,700万人から2040年には約6,300万人まで減少しますが、AI・ロボット等の利活用やリスクリング等により労働需要が効率化され、全体で大きな不足は生じません。しかしながら、その効率化・省力化に伴い、事務職は約440万人の余剰が生じ、逆に専門職が約180万人、現場人材が約260万人不足すると推計しています。

学歴面で見ると、専門職を中心に大卒・院卒の理系人材で約120万人の不足が生じるリスクがある一方で、事務職の需要の減少により大卒・院卒の文系人材は約80万人の余剰が生じる可能性があります。

参考資料の図表1は、職種別のミスマッチ数を地域ブロックごとに見たものです。東京圏（関東一都三県）では193万人が余剰となり、その95%に当たる183万人が事務職です。一都三県に限らず、全てのブロックで事務職は過剰となります。一方、専門職は一都三県以外の地域で不足、うちAI・ロボット等利活用人材を含む専門職は全ての地域で不足します。また、現場人材も全ての地域で不足、特に北海道、東北、九州や一都三県以外の関東（茨城県、栃木県、群馬県のほか、新潟県、山梨県、長野県、静岡県を含みます）では、専門職以上に現場人材が大きく不足します。

「医療、福祉」の業務の多くは対人業務型職種で、業務自体をAI・ロボット等が代替することは困難ですが、AI等を補完的に活用することで効率性を向上させることは必要です。（総合福祉研究会）

合併31件、清算・破産手続き17件 ～2025年度に登録がなかった社会福祉法人の状況～

WAMNETで運用されている「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」は99.7%の社会福祉法人が活用していますが、その基本情報は所轄庁に登録しています。令和7（2025）年度の登録法人数は令和6（2024）年度と同数の21,086法人でしたが、それらを個別に突合すると、新規登録された法人が55法人、登録が抹消された法人も55法人でした。参考資料の図表2は、この2025年度に登録が抹消された55法人を都道府県順に整理したものです。

登録が抹消された事由を見ると、合併が31件で、うち9法人は神戸市各区の社会福祉協議会が神戸市社会福祉協議会に吸収合併されたことによります。同様の吸収合併は、前年度には札幌市で実施されています。

その他の合併としては、介護・高齢系が16件、保育系が4件、就労・障害系が2件です。

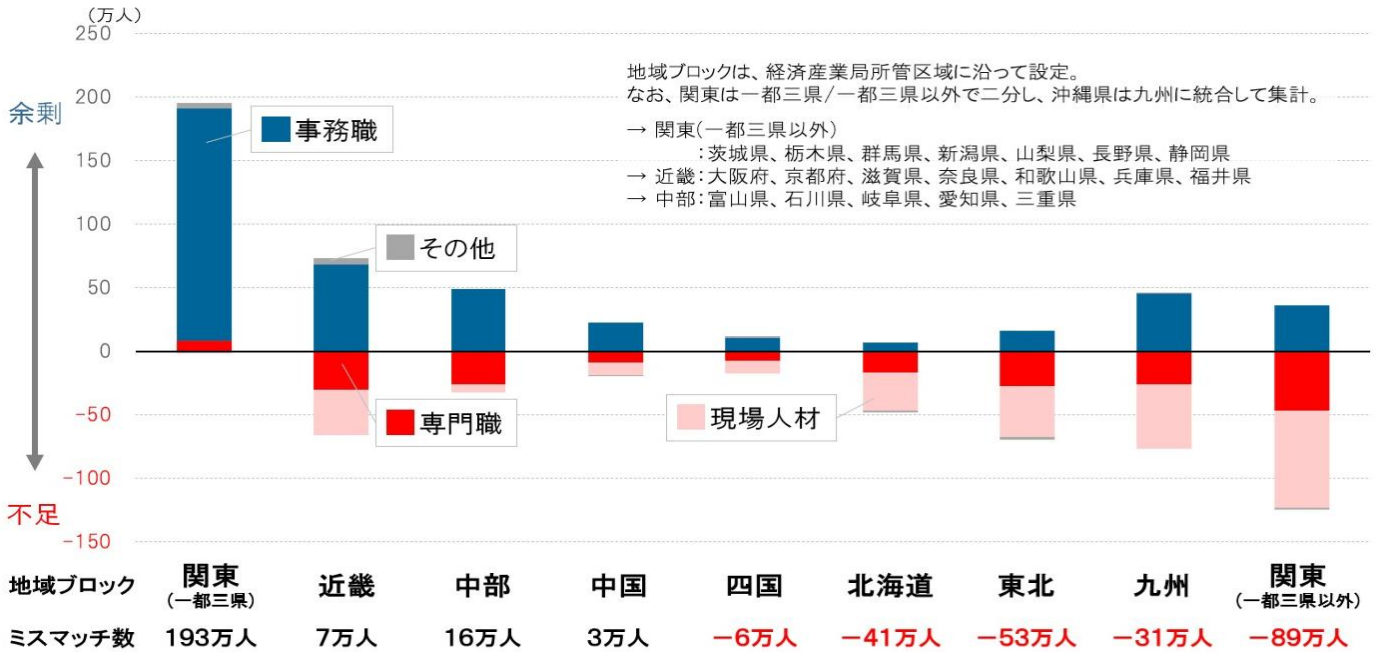
解散・破産による清算（手続き中を含む）は17件で、介護・高齢系が5件、保育系が8件、就労・障害系が1件、社会福祉事業団が2件、不明1件です。

一方、国税庁の「法人番号公表サイト」で登記記録の閉鎖はされていないもののWAMNETでの登録が抹消されて「休止」と表記されているものは7件あり、介護・高齢系が2件（施設建設途中の1件を含む）、保育系が5件です。

合併に介護・高齢系が多く、清算に保育系が多いのは、前者は地域の需要があり施設・事業の存続を図る案件が多いのに対して、後者は地域の需要が減少しており閉鎖を計画的に進められる案件が多いからではないでしょうか。いずれにしても経営の継続が困難な状態であることに違いはありませんが。

（総合福祉研究会 財務分析プロジェクト 文責:土屋）

◆図表1 地域別就業構造推計(地域別ミスマッチ×職種内訳)



(注) 職業分類は令和4年就業構造基本調査で用いた職業分類(総務省)による。「専門職」は、専門的・技術的職業従事者を指す。うち「AI・ロボット等の利活用を担う人材」は、機械技術者やその他の情報処理通信技術者等の職種を集計。また、「現場人材」は、生産工程従事者、建設・採掘従事者、サービス職業従事者等の職種を集計。

資料: 2026.03.05 第30回産業構造審議会経済産業政策新機軸部会「2040年の就業構造推計(改訂版)」について。一部改変。

◆図表2 2024年度に登録があり2025年度未登録の55法人の内訳

※ 事由 = 法人登記閉鎖事由。ただし「休止」はWAMNET上の表記。

都道府県	主たる施設・事業	事由※	事由発生日	備考	都道府県	主たる施設・事業	事由※	事由発生日	備考
北海道	特養、軽費等	合併	2024年07月01日		大阪府	特養、軽費等	合併	2024年07月09日	
	特養、軽費等	合併	2024年07月01日			社会福祉事業団	清算終了	2024年09月17日	
青森県	特養、老人デイ等	合併	2024年05月21日		兵庫県	特養、老健他	合併	2024年09月06日	
岩手県	保育所	清算終了	2025年01月24日			区社協(9法人)	合併	2025年04月01日	市社協に
	訪問介護	清算終了	2024年12月11日		和歌山県	特養、老人デイ等	合併	2025年04月17日	
秋田県	特養、ショート	破産手続	2025年06月03日		広島県	認定こども園	休止		
茨城県	老人デイ、ショート	合併	2024年04月08日			保育所	合併	2025年04月01日	
栃木県	不明	清算終了	2025年05月21日	データなし		特養、老人デイ等	合併	2023年04月12日	
埼玉県	特養、老健他	合併	2024年08月01日		徳島県	保育所	清算終了	2024年06月21日	
	保育所	清算終了	2024年12月16日		愛媛県	生活介護、就労B等	清算終了	2024年09月11日	
東京都	保育所	合併	2025年04月23日		高知県	老人デイ、GH	清算終了	2024年12月09日	
神奈川県	社会福祉事業団	清算終了	2025年10月16日		福岡県	保育所	休止		
	特養、老人デイ等	合併	2025年04月17日			軽費、老人デイ	休止		
	特養、老人デイ等	合併	2024年04月16日		佐賀県	保育所	清算終了	2026年01月15日	
新潟県	特養、老人デイ等	破産手続	2024年06月28日		保育所	清算終了	2025年02月03日		
富山県	保育所	合併	2025年04月01日		長崎県	養護、訪問介護	清算終了	2025年09月30日	
石川県	特養、ショート	合併	2025年04月01日		熊本県	保育所	休止		
長野県	認定こども園	清算終了	2025年08月28日			保育所	休止		
岐阜県	特養、老人デイ等	合併	2023年06月01日		大分県	保育所	休止		
愛知県	生活介護、就労B等	合併	2024年07月16日		宮崎県	保育所	清算終了	2025年08月12日	
	特養、ショート	合併	2025年04月10日			軽費、老人デイ	合併	2025年01月31日	
滋賀県	保育所	清算終了	2025年02月03日		沖縄県	老人デイ、ショート	合併	2024年04月01日	
	特養建設途中	休止			○ 主たる施設・事業による法人数 保育所・認定こども園 17法人、介護・老人福祉等 23法人 就労・障害等 3法人、その他(生協等)、不明 12法人 合計 55法人				
大阪府	保育所	合併	2025年04月02日						
	生活介護、就労B等	合併	2024年04月01日						

資料: WAMNET「社会福祉法人の財務諸表等電子開示データ」を2か年分比較、集計

